

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2021年2月

JBS Newsletter
2021年4月7日

Contents

税務法規

- ▶ 「2020年度個人所得税の総合所得の確定申告に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2021]2号)
- ▶ 「増値税電子専用発票の電子化管理と運用に関する問題についてのQ&A」

商務法規

- ▶ 「西部地域奨励類産業目録(2020年版)」(国家発展及び改革委員会令[2021]40号) (“40号令”)
- ▶ 「『海南自由貿易港奨励類産業目録(2020年版)』の公布に関する通知」(発改地区規[2021]120号)ほか

税関法規

- ▶ 「『外商投資奨励産業目録(2020年版)』の適用に関する問題についての公告」(税関総署公告[2021]9号)

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2021年2月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2021年 02月05日 第2021005号
- ▶ 2021年 02月10日 第2021006号
- ▶ 2021年 02月25日 第2021007号

Japan Business Servicesグループで、2021年2月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

- ▶ 「2020年度個人所得税の総合所得の確定申告に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2021]2号)

概要

国家税務総局は2021年2月8日付で、2020年度の個人所得税の総合所得に係る確定申告(“年度確定申告”)に関する事項について規定した2号公告を公布した。

2号公告の主な内容は以下のとおりである。

年度の還付または追加納付税額の計算

居住者個人(“居住納税者”)は、2020年度に取得した総合所得(すなわち、賃金・給与、労務報酬、原稿料、使用

料の4つの所得)の収入額を合算し、次の公式に従って個人所得税の還付または追加納付税額を計算する必要がある。

還付または追加納付税額=[(総合所得の収入額-60,000元-特別控除-特別付加控除-法に基づくその他の控除-寄付金)×適用税率-速算控除額]-2020年度の予納税額

居住納税者の年度確定申告の要否

居住納税者が次のいずれかに該当する場合、年度確定申告を行わなければならない。	居住納税者が2020年度に個人所得税を予納し、かつ次のいずれかに該当する場合、年度確定申告は行わなくてよい。
<ul style="list-style-type: none">▶ 予納税額が年度の納税額を上回り、かつ還付を申請する場合▶ 年間の総合所得収入が12万円を超え、かつ追加納付税額が400円を超える場合	<ul style="list-style-type: none">▶ 年度の追加納付税額があるが、年間の総合所得収入が12万円以下の場合▶ 年度の追加納付税額が400円以下の場合▶ 予納税額が年度の納税額と一致するか、または還付を申請しない場合

確定申告期間

確定申告期間は2021年3月1日から6月30日までである。中国国内に住所のない居住納税者が2021年3月1日より前に出国する場合、出国前に年度確定申告を行うことができる。

納税者は年度確定申告を行う前に、未申告の収入や未控除の費用(例えば、使用料、寄付金またはその他の控除可能な教育支出など)の有無をチェックする必要がある。

2号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5161493/content.html>

- ▶ 「増値税電子専用発票の電子化管理と運用に関する問題についてのQ&A」

概要

2021年2月5日、財政部、国家檔案局、国家税務総局の関連部門は増値税電子専用発票(“電子専票”)の電子化管理と運用に関するQ&A(“Q&A”)を公布した。

以下は、いくつかの重要なQ&Aをまとめたものである。

Q: 電子専票は電子会計証憑として、紙の会計証憑と同等の法的効力を有するか?

A: 合法的かつ真実な電子専票は電子会計証憑として、紙の会計証憑と同等の法的効力を有し、かつ電子ファイルとして保存することができる。

Q: 増値税専用発票の電子化を実行する新規納税者はどのように電子専票を発行するのか?

A: 増値税専用発票の電子化を実行する新規納税者は電子税務局、税務サービスホールを通じて、電子専票に係る発行資格の確認を申請することができる。その後、国家税務総局の増値税発票検証プラットフォーム(<https://inv-veri.chinatax.gov.cn>)で増値税発票の発行ソフトウェア(税務UKey版)をダウンロードし、インストールすれば、電子専票を発行することができる。電子専票は遠隔で交付することができる。

Q: 受取側は電子専票を受け取った後、どのように増値税仕入税額控除或いは輸出還付、還付代行を申請するのか？

A: 受取側は増値税発票総合サービスプラットフォームにログインし、発票の用途を確認する。プラットフォームのアドレスは、各省レベルの税務局が公布する。

Q: 電子専票を印刷した紙を単独で精算、記帳の根拠とし、保存することはできるか？

A: それはできない。财会[2020]6号の通達(注:「電子会計証憑の精算、記帳、保存の規範化に関する通知」)の規定によれば、各企業はどのような精算、記帳方式を採用しているかにかかわらず、電子専票を印刷した紙を精算、記帳の根拠とし、保存する場合、必ずその紙を印刷した電子専票も同時に保存しなければならない。

Q: 受取側は電子専票を印刷した紙による重複精算、記帳のリスクをどのように防げばよいか？

A: 上述したように、電子専票を印刷した紙を精算、記帳の根拠とする場合、その紙を印刷した電子専票も同時に保存しなければならない。各企業が精算、記帳を行う際に発票のコード、番号のチェックを行い、かつ発票のデータベースまたは記帳した発票の台帳を構築することにより、重複精算や虚偽記帳などのリスクを有効に防ぐことを提案する。

Q: 電子専票を受け取った企業は、紙の会計証憑をどのように保存、管理すればよいか？

A: 電子専票を受け取った企業が一部の業務の精算、記帳になお紙の証憑を用いている場合、これらの紙の証憑については、引き続き伝統的な紙の会計書類の管理方法に従って管理しなければならない。

電子発票は将来的に全国においてすべての業種に適用されるようになり、また、新しいモデルは会計や税務コンプライアンスの実務に大きな変化をもたらすと見込まれる。各納税者が税務専門家のアドバイスも求め、新たな変革に備えることを推奨する。

「Q&A」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://shandong.chinatax.gov.cn/art/2021/2/5/art_27_258717.html?xxgktype=1

商務法規

▶ 「西部地域奨励類産業目録(2020年版)」(国家発展及び改革委員会令[2021]40号) (“40号令”)

概要

国家発展及び改革委員会は2021年1月18日付の40号令により、新たな「西部地域¹奨励類産業目録(2020年版)」(“2020年版目録”)を公布した。「2020年版目録」は2021年3月1日より施行され、2014年に公布された「西部地域奨励類産業目録」(“現行目録”)は同時に廃止される。

「2020年版目録」の枠組み

「2020年版目録」の枠組みは現行目録と同じであり、2つの部分から構成されている。

- ▶ 国家の現行の産業目録にある奨励類産業、すなわち、「産業構造調整指導目録(2019年版)」(国家発展及び改革委員会令[2019]29号)、「外商投資奨励産業目録(2020年版)」(国家発展及び改革委員会令、商務部令[2020]38号)にある奨励類産業
- ▶ 新たに追加された西部地域における、原則として内資企業に適用される奨励類産業(その他の目録における制限類、禁止類産業を含まない)

西部地域の奨励類産業に対する企業所得税の優遇

「西部大開発に係る企業所得税政策の実施の延長に関する公告」(財政部公告[2020]23号) (“23号公告”)によれば、2021年1月1日から2030年12月31日まで、西部地域で設立された、奨励類産業目録に規定される産業を主要業務とし、かつ主要業務収入が企業の収入総額の60%以上を占める企業には、15%の軽減税率が適用される。

「2020年版目録」における主な変更点

- ▶ 西部地域の科学技術イノベーションに対する支援
一部の省では、電子情報、設備製造、新エネルギーなどの戦略的新興産業の発展を支援するため、ハイエンドチップの研究開発と生産、CNC工作機械の研究開発と生産、水素エネルギー燃料電池の製造などの産業項目が新たに追加された。
- ▶ 西部地域への秩序ある産業移転の促進
一部の省では、産業構造の最適化とアップグレードを促進するため、自動車及び部品の製造、スマート化、グリーン化された紡績・服装加工、家電及び消費電子製品の製造などの産業項目が新たに追加された。

- ▶ 西部地域の特色ある優位性をよりよく発揮するための奨励

一部の省では、資源の優位性、立地の優位性を経済的優位性に転化させるため、農林牧漁業、エネルギー資源、ヘルスツーリズム、辺境貿易加工などの産業項目が新たに追加された。

- ▶ 西部地域の弱点を補完するための支援

一部の省では、省エネ・環境保護、循環経済、住みやすい地域の建設、資源の総合的利用、軽工業・紡績、特色ある工芸品などの産業項目が新たに追加された。

実施方法

税務機関が事後管理において、企業の主要業務が奨励類産業に該当するか否かを正確に判定できない場合、国家発展及び改革委員会などの関連部門に意見を求めることができる。また、租税優遇政策の適用条件を満たしていない場合、税務機関は租税徴収管理法及び関連規定に基づき相応の処理を行う。

¹ 西部地域奨励類産業政策の適用範囲には、重慶、四川、貴州、云南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆(兵団を含む)、内蒙古、広西の西部12省(区、市)を含む。また、湖南湘西トゥチャ族ミャオ族自治州、湖北恩施トゥチャ族ミャオ族自治州、吉林延辺朝鮮族自治州及び江西贛州市は西部地域に準ずる。

「2020年版目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl//202101/t20210126_1265895.html

23号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202004/t20200426_3504576.htm

- ▶ 「『海南自由貿易港奨励類産業目録(2020年版)』の公布に関する通知」(発改地区規[2021]120号) (“120号通達”)

概要

「海南自由貿易港における企業所得税の優遇政策に関する通知」(財税[2020]31号) (“31号通達”)によると、海南自由貿易港で登録し、実質的に運営している奨励類産業の企業には15%の軽減税率が適用される。2021年1月27日付の120号通達により、財政部、国家発展及び改革委員会、国家税務総局は「海南自由貿易港奨励類産業目録(2020年版)」、「海南目録」を公布した。

「海南目録」の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 「海南目録」は、国家の現行の産業目録(すなわち、「産業構造調整指導目録(2019年版)」、「外商投資奨励産業目録(2019年版)」)にある奨励類産業、及び海南自由貿易港の新たに追加された奨励類産業(“海南新規追加奨励類産業”)の2つの部分から成る。

- ▶ 海南新規追加奨励類産業は、情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービス業、金融業、宿泊及び飲食業などの14セクターの143業種を含む。そのうち、三大重点産業(現代サービス業、ハイテク産業及び観光業)の中の複数の業種も海南新規追加奨励類産業に含まれる。

例えば、現代サービス業に属する展覧サービス、品質検査技術サービス、海運関連金融サービス、ハイテク産業に属するエネルギー自動車製造、5Gと6Gの技術開発及び商業化応用、観光業に属するホテル、特色ある中小型家庭旅館、田舎の民宿などである。

- ▶ 海南新規追加奨励類産業は熱帯農林産物の高度加工などの海南特有の熱帯農業、海洋再生可能エネルギー設備の研究開発及び製造などの海洋開発産業も含む。

「海南目録」は2020年1月1日から施行され、2024年12月31日まで適用される。海南新規追加奨励類産業は、状況に応じて調整される。また、関連部門が国家の現行の産業目録を改訂する場合、その施行日から新しい改訂版が適用される。

「海南目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj/202101/t20210129_1266472.html

31号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202006/t20200630_3540842.htm

- ▶ 「『中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリア管理委員会の本部経済の発展を支援するための若干の措置』の公布に関する通知」(滬自貿臨管委[2021]57号) (“57号通達”)
- ▶ 「江蘇省人民政府弁公庁・省商務庁・省財政庁の多国籍企業の江蘇省における地域本部及び機能性機構の設立を奨励することに関する意見(2021年版)の転送についての通知」(蘇政弁発[2021]4号) (“4号通達”)

概要

中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリア管理委員会は2021年1月28日付の57号通達により、「中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリア管理委員会の本部経済の発展を支援するための若干の措置」(“臨港本部経済支援措置”)を公布した。

「臨港本部経済支援措置」によれば、条件を満たす本部機構は、種々の利便化措置及び奨励の適用を受けることができる。例えば、以下のような措置がある。

- ▶ 種々の金融支援(例えば、クロスボーダー人民元決済の利便化、クロスボーダーの債券発行など)
- ▶ 貿易利便化措置(例えば、輸出入貨物の通関の利便化、保税管理の簡素化など)
- ▶ 補助金及び奨励金(例えば、認定を受けた本部機構を設立する場合の最高3,000万元の補助金、本部機構が性質のアップグレード、機能の拡大を実現した場合の最高600万元(毎回)の奨励金など)
- ▶ その他の支援(例えば、重点人材のリクルート及び出入国に係る利便化措置など)

9号公告では、「2020年外商投資奨励目録」の発効後の経過措置についても規定している。

9号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3526380/index.html>

「2020年外商投資奨励目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://wzs.mofcom.gov.cn/article/n/202012/20201203026619.shtml>

「臨港本部経済支援措置」は2021年1月22日から施行され、2023年8月31日まで適用される。当該措置は、2019年9月1日から2021年1月21日までの期間に規定の条件を満たしていた本部機構にも適用することができる。

その他の地域でも本部経済に関する類似の支援措置が公布されている。例えば、江蘇省で4号通達により公布された「多国籍企業の江蘇省における地域本部と機能性機構の設立を奨励することに関する意見(2021年版)」も、企業、投資者を当地に誘致し、本部機構を設立するよう促すことを目的としている。

「臨港本部経済支援措置」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<https://www.lgxc.gov.cn/m/zdgdetail.html?id=29943>

4号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.jiangsu.gov.cn/art/2021/2/3/art_46144_9664095.html

税関法規

- ▶ 「『外商投資奨励産業目録(2020年版)』の適用に関する問題についての公告」(税関総署公告[2021]9号) (“9号公告”)

概要

税関総署は2021年1月26日付で、「外商投資奨励産業目録(2020年版)」 (“『2020年外商投資奨励目録』”) の税関での適用に関する問題について規定した9号公告を公布した。

9号公告によると、2021年1月27日から、「2020年外商投資奨励目録」の範囲に属する外商投資プロジェクト(増資プロジェクトを含む)において、投資総額内で輸入する自社用設備及び契約に基づき設備と併せて輸入する技術及び部品は、「外商投資プロジェクトの免税不可輸入商品目録」及び「輸入免税不可の重大な技術設備及び製品目録」に列挙される商品を除き、関連規定に基づき関税を免除するが、輸入増値税は規定どおり徴収する。

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけると幸いです。

▶ **北京**

堀尾 成宏
監査
+86 10 5815 4050
naruhoro.horio@cn.ey.com

西本 靖司
監査
+86 135 2029 7030
Yasushi.Nishimoto@cn.ey.com

上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

▶ **大連**

秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com

▶ **上海**

高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com

西澤 礼
監査
+86 21 2228 9579
rei.nishizawa1@cn.ey.com

佐藤 勝俊
監査
+86 21 2228 9579
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com

星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com

山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com

江 海峰

金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com

北原 遼一

金融
+86 21 2228 6769
ryoichi.kitahara1@cn.ey.com

三宅 亜紀子

Forensics
+86 21 2228 5688
akiko.a.miyake@cn.ey.com

坂出 加奈

税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com

小島 圭介

税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com

万 家駿

法務
+86 21 2228 8374
jiajun.wan@chenandco.com

久保田 順一

TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com

▶ **広州**

長内 幸浩

監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com

梁 晔

監査
+86 20 2838 1043
ye.liang@cn.ey.com

▶ **深圳**

浅井 哲史
監査
+86 755 2502 8369
Satoshi.Asai1@cn.ey.com

▶ **香港**

重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com

柿本 啓太

監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com

塚原 俊郎

監査
+852 3471 2751
toshio.tsukahara@hk.ey.com

吉田 薫

監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com

徳山 勇樹

監査
+852 37585988
yuki.tokuyama@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬 (Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com

© 2021 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03012169

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

